

(様式 1-3)

## 福島県楢葉町帰還・移住等環境整備事業計画帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-2-1
交付団体		楢葉町	事業実施主体 (直接/間接)	楢葉町 (直接)	
総交付対象		(140,794)	全体事業費	(140,794)	
事業費		166,128 (千円)		166,128 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
楢葉町災害復興計画に基づき、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など、経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備した。					
入居者の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
東日本大震災により住居が全壊または半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、楢葉町内に災害公営住宅（寺脇住宅団地 17 戸）を整備した。平成 29 年度に災害公営住宅が完成し随時入居開始となった。当該住宅には、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要がある。本事業は、近傍同種家賃額と本来の入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。					
整備住宅：寺脇住宅団地 17 戸 (2LDK: 11 戸、3LDK: 6 戸)					
対象戸数： 12 戸 (2LDK: 8 戸、3LDK: 4 戸)					
【楢葉町復興計画第二次】					
第三章 2-3 (2) ④応急仮設住宅、災害公営住宅の提供					
当面の事業概要					
家賃の低廉化に要する費用の補助（近傍同種家賃と入居者基準負担額の差額分）					
<令和 7 年度>寺脇住宅団地 : 25,334 千円					
地域の帰還環境整備との関係					
推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m <sup>2</sup> が浸水し、沿岸域各地区で計 125 戸（航空写真により）の住宅に壊滅的な被害が発生した。全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない個人で住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。					
平成 29 年度に寺脇住宅団地が完成し随時入居開始となったが、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるもの。速やかな生活再建に資する支援を図ることで帰還促進が図られる。					
関連する事業の概要					
(1)-1-1 災害公営住宅整備事業					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 福島県楓葉町帰還・移住等環境整備事業計画帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	災害公営住宅家賃低減事業	事業番号	(1)-3-1
交付団体		楓葉町	事業実施主体 (直接/間接)	楓葉町 (直接)	
総交付対象事業費		(12,864) 13,708 (千円)	全体事業費	(12,864) 13,708 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
楓葉町復興計画に基づき、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など、経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備した。					
入居者の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
東日本大震災により住居が全壊または半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、楓葉町内に災害公営住宅（寺脇住宅団地 17 戸）を整備した。平成 29 年度に災害公営住宅が完成し随時入居開始となった。当該住宅には、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要がある。本事業は、入居者負担基準家賃額と特定入居所者負担基準家賃額との差額について補助するもの。					
整備住宅：寺脇住宅団地 17 戸 (2LDK: 11 戸、3LDK: 6 戸)					
対象戸数： 10 戸 (2LDK: 7 戸、3LDK: 3 戸)					
【楓葉町復興計画第二次】					
第三章 2-3 (2) ④応急仮設住宅、災害公営住宅の提供					
当面の事業概要					
家賃の低減に要する費用の補助（入居者負担基準家賃額と特定入居所者負担基準家賃額との差額）					
<令和 7 年度>寺脇住宅団地：844 千円					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m <sup>2</sup> が浸水し、沿岸域各地区で計 125 戸（航空写真により）の住宅に壊滅的な被害が発生した。全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない個人で住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。					
平成 29 年度に寺脇住宅団地が完成し随時入居開始となったが、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要があるもの。速やかな生活再建に資する支援を行うことで帰還促進が図られる。					
関連する事業の概要					
(1)-1-1 災害公営住宅整備事業					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

## 福島県楢葉町帰還・移住等環境整備事業計画帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	波倉地区産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-10
交付団体		楢葉町	事業実施主体（直接/間接）	楢葉町（直接）	
総交付対象事業費		(0) (千円) 3,231,030 (千円)	全体事業費	(0) (千円) 3,231,030 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
震災から 14 年が経過し、町内居住者は震災前の 7 割程度に回復してきているものの、町内の高齢化率は震災前と比べ高くなっています。生産人口の帰還および新たな移住につながる施策が町の最重要課題となっています。					
今回、産業団地を整備し新たな雇用を創出することで、楢葉町の復興、住民の帰還及び移住のさらなる促進を目指す。					
事業概要					
●波倉地区に約 16ha 規模の産業団地整備を実施する。					
楢葉町には南工業団地及び北産業団地があり、南工業団地は 30 区画中 30 区画が入居済で、北産業団地には 6 区画中 2 区画が入居済、1 区画が入居予定となっており空き区画数は残りわずかである。					
本事業を実施する波倉地区では、平成 27 年 12 月に策定された波倉地区復興計画において、新産業創出ゾーンと位置付けており、令和 6 年度にその実現のための提案と町と連携・協力する事業者を公募し選定された事業者が、町に代わって再エネ・新エネ・SDGs 関連事業者等の誘致活動に取り組んでおり、進出を検討中の事業者もいることから、一刻も早い産業団地整備が求められている。					
本事業では、防災調節池と同様に防災・減災機能を目的とし、防災調節池の代替として、河川改修を実施。具体的には、既存の河川幅を拡張することにより流水断面を確保し、洪水時の水位上昇を抑制することで周辺地域の浸水被害を防止する。河川改修は一般的には渇水期に行われるが、本事業では気象条件を鑑みつつ出水期（6 月から 10 月）にも施工を予定しており、梅雨や台風に伴う降雨により既存河川が増水した場合には、水位低下が見込まれるまで工事を実施することができず、不測の日数を要することが想定される。上記のことから施工期間について見込み難い状況にあり、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出計画が必要とされるため、本事業を基金型に変更して事業を実施する必要があり基金化を希望する。					
●関連する計画					
【楢葉町波倉地区復興計画】					
新産業創出ゾーン（復興支援ゾーン）					
産業用地、エネルギー施設、雇用促進に係る支援					
地域住民や企業等による先進的な産業の創出					
【楢葉町復興計画<第二次>第三版】					
第三章 復興のための施策					
2. これまで・現在とは違う新しさを目指す					
2-2) 新しい産業による地域経済の発展					

（2）新産業の創造・誘致

③新たな企業の誘致

当面の事業概要

【令和7年度】

1. 発注者支援業務 67,258千円（第53回申請 基金型）
2. 造成工事 3,163,772千円（防災工、土工、法面工、排水工、消防水利、主道路、開発道路、管理道路、公園工、緑地帯、取壟工、伐開・除根工、盛土）  
(第53回申請 基金型)

地域の帰還・移住等環境整備との関係

様々な操業支援があるこの地域において進出を検討している事業者からの引き合いはあるものの、既存の工業団地及び産業団地の空き区画が少ないなかで、その受け皿となる新たな産業団地の整備が求められている。

産業団地を整備することで新たな産業創出、産業集積を図り、雇用の場を確保し住民の帰還や新たな移住者を獲得し、地域の復興へつなげる。

関連する事業の概要

- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ふくしま産業復興投資促進特区（税制上の特例）
- 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（電気料金の補助）
- 榛葉町操業奨励金
- 榛葉町雇用促進奨励金
- 令和5年度に基礎調査、不動産鑑定を実施（単年度型）
- 令和6年度に測量調査実施設計、用地取得を実施（単年度型）
- 令和8年度に確定測量を実施予定（単年度型）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性


## (様式 1－3)

## 福島県楢葉町帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和7年10月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	30	事業名	放射能検査体制整備事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体		楢葉町	事業実施主体（直接/間接）	楢葉町（直接）	
総交付対象事業費		(79,527) 79,994（千円）	全体事業費	(79,527) 79,994（千円）	

## 帰還環境整備に関する目標

自家消費野菜及び食品等の放射能測定体制を整備し、食の安全性を町民が自らの目で確かめ、公表された検査結果を確認できる環境を整備することで、食品、農業に対する安全・安心を確保するための検査体制の整備を行う。

また、安全性を自らの目で確認することで、町内が安心して農業を行える環境だということを認識いただき、町内での農業再開を加速化させながらも、震災以前にはどこの家庭でも見られた家庭農園での農作物の栽培の再興を通じて、地域のつながりを再生させることによって、住民の帰還意欲の向上、いきがいの創出へとつなげていく。

## 事業概要

楢葉町内に身近に利用できる放射能測定体制を整備し、簡易分析器や非破壊式測定器、ゲルマニウム半導体測定器を活用することによって、住民から持ち込まれた食品等のモニタリングを実施し、自家消費野菜等を食べる際の指標のひとつとしている。また、町民の避難先においても食品等の分析が可能な体制を確保する。

第53回申請にて、測定員の給与改定に伴う人件費467千円の増額申請を行う。

- 測定機器校正
- ・日立アロカメディカル社製簡易分析器 1台  
設置場所 楢葉町内 1台（農林水産物処理加工施設）
  - ・非破壊式測定器 1台  
設置場所 楢葉町内（楢葉町特産品開発センター）
  - ・ゲルマニウム半導体検出器 1台  
設置場所 楢葉町内（農林水産物処理加工施設）
  - ・非破壊式測定器（鮭用） 1台  
設置場所 楢葉町内（農林水産物処理加工施設）
- 測定員 楢葉町農林水産物処理加工施設 1名
- 消耗品 測定に必要な消耗品

※楢葉町復興計画〈第二次〉第二版 食品等の放射線測定体制の構築

## 当面の事業概要

＜令和7年度＞

測定機器の校正、測定員の配置

＜令和8年度以降＞

事業の継続

## 地域の帰還環境整備との関係

食品等に含まれる放射性物質の検査体制を整備することで、内部被ばくを未然に防ぎ住民の健康を守るとともに、検査結果を公表することで、自家消費野菜等の安全性についての認識を拡げ、震災前のように、農業が身近にある生活を取り戻し、住民の帰還を促進する。

## 関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	